

平成 2 0 年度 財政局予算要求方針

【目次】

- 1 平成 2 0 年度財政局予算要求総括表 1
- 2 平成 2 0 年度財政局経営方針 2
- 3 重点的に取り組みを行う主なもの 3
(ハートフル北九州構築関係)
- 4 事務事業の見直し等 4

1 平成20年度財政局予算要求総括表

【一般会計】

平成20年度要求総額 96,927,098千円
 (平成19年度予算額 94,088,211千円)
 前年度比 + 3.0%

《主な事業》

(単位：千円)

事業名	平成20年度 予算要求額 A	平成19年度 予算額 B	増 減 A - B
<新規> 「(仮称)北九州市経営プラン」 策定・広報事業	5,000	0	5,000
都市経営戦略会議運営事業	4,500	5,000	500
民間経営参画による行政サービスの展開	16,867	20,000	3,133
<拡充> 未利用市有地の一元管理と有効 活用の促進事業	139,030	78,964	60,066
<新規> アセットマネジメント検討事業	10,000	0	10,000

【公債償還特別会計】

平成20年度要求総額 192,139,000千円
 (平成19年度予算額 192,894,000千円)
 前年度比 0.4%

2 平成20年度 財政局経営方針

大変厳しい財政事情の中、「ハートフル北九州」を実現させるためには、「行政効果の向上」と「厳しい財政事情の克服」という本来相矛盾する可能性のある2つの目標を同時に達成しなければならず、非常に困難な課題に直面している。

その実現のためには、明確な戦略のもと、市職員が一体となって取り組む必要があり、現在、市民の皆様のご意見もいただきながら、「平成20年度北九州市経営方針」を策定しているところである。

平成20年度は、「戦略的予算編成システム」の活用により、歳入と歳出の均衡を図りつつ、同方針に定められた「4つの経営戦略」を強力に推進するとともに、指定管理者制度やPFIの推進等によりこれまで蓄積された民間活力の導入に関するノウハウをもとに、各局の取組みの支援等も積極的に行うなど、「ハートフル北九州」の実現に全力を尽くしていく。

戦略的予算編成システム（平成19年度から導入）

中期的な財政見通しをもとに、歳入総額を設定し、政策的・義務的な経費を除いた部分を「裁量的経費（局配分経費）」とすることで収支均衡を図るもの。裁量的経費については各局の責任において編成を行う。

< 財政局のミッション >

以下の4項目を総合的に展開することで、厳しい財政事情の中、行政効果の向上を目指し、他都市よりも一歩先を行く都市経営体制を構築・運営する。

(1) 中期的視点に立った都市経営戦略の企画・立案

都市経営戦略会議、都市経営戦略本部の運営

「(仮称)北九州市経営プラン」,「平成21年度北九州市経営方針」の策定

行財政改革の全体設計と進捗管理

都市経営に関する職員の意識啓発

(2) 「戦略的予算編成システム」を活用した予算面での都市経営戦略の実現

「ハートフル北九州の構築」と「財政健全化」の両立
予算編成プロセスの市民・市議会への公開

(3) 各種経営課題の全庁的な推進（ノウハウ蓄積と各局の支援）

指定管理者制度の運用、外郭団体の監理、民間委託のあり方の検討
P F I を活用した公共投資と民間投資を合わせたまちづくり
公共投資の新しい評価制度の導入・運用
各種維持管理費削減の取組み
アセットマネジメントの総合的な推進

(4) 総合的な財源確保対策の強化

未利用市有地の売却
市税・税外債権の収入率の向上
市債発行の多様化
国要望の充実（地方交付税の確保など）

3 重点的に取り組みを行う主なもの

(1) 「(仮称)北九州市経営プラン」の策定・広報の推進

「ハートフル北九州」構築に向けて、「北九州市経営基本計画（平成18年12月策定）」、「北九州市経営改革大綱（平成18年6月策定）」の2つを統合し、平成21年度以降の中期的な市政経営の方針となる「(仮称)北九州市経営プラン」を策定し、市民への広報を実施する。

「(仮称)北九州市経営プラン」策定・広報事業 5,000千円

(2) 公民パートナーシップ(P P P)の推進

効率的・効果的な都市経営の実現を図るため、市民、企業、N P O などの民間の経営参画を積極的に推進する。

民間経営参画による行政サービスの展開 16,867千円

民間経営参画の基本的な考え方を整理するとともに、実施可能な事業から、民間委託化、指定管理者制度、P F I などの民間経営参画手法の積極的な導入を図る。

(3) アセットマネジメントの推進

市有施設について、計画的な公共投資や維持補修による施設の延命化・既存ストックの有効活用により、長期的な経費の低減や投資の平準化を図る。

アセットマネジメント検討事業

10,000千円

アセットマネジメントの導入・推進に係る調査研究を行う。

4 事務事業の見直し等

財政局所管の行財政改革等の推進

(1) 未利用市有地の積極的な処分・活用

平成20年度から3年間で「未利用市有地売却計画」の集中的な取組期間として、当初計画では15億円としていた年間売却目標額を更に上回る売却額を確保する。

(2) 市税・税外債権の収入率の向上

組織的・法的な滞納整理の強化等により、平成22年度までに市税収入率を現在の96.3%（平成18年度決算：政令市4位）から96.5%に向上させるとともに、税外債権の収入率向上に努める。

(3) 特定目的基金の廃止・統合

民間からの寄付金によるもの等を除き、原則全ての特定目的基金を統廃合し、財源として活用する。

(4) 特別会計の剰余金の活用

特別会計における剰余金について、今後の経営状況を勘案した上で、一般会計で活用する。

(5) 市債発行の多様化

投資家層を拡大し、安定的で有利な資金調達を可能にするため、次の取組みを行う。

基幹年限である10年債に加えて5年債・20年債を発行し、償還年限を多様化

変動金利方式や提案方式による証書借入

機関投資家の集中する東京での市長 I R の実施
機関投資家と 1 対 1 で行う個別 I R の実施

(6) 国への要望活動の実施 (地方交付税)

三位一体の改革等の影響により、近年減少が続いている地方交付税を確保するため、指定都市市長会等を通じた意見表明や要望活動を積極的に行う。